小規模事業者持続化補助金
一般型（第20回）・創業型（第４回）のご案内

本補助金は小規模事業者が自ら持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う、販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。補助金の概要については以下の通りです。

■一般型・第20回

対 象 者	小規模の法人、個人事業、特定非営利活動法人等が対象となります。 ・商業、サービス業・・・・・・・・・・・常時使用する従業員数５名以下 ・宿泊業、娯楽業、製造業その他　・・・常時使用する従業員数20名以下 ※常時使用する従業員・・・「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）上の常時使用する従業員をいい、「労働基準法」（昭和22年法律 第49号）第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」をいいます。
補助対象経 費	機械装置費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、委託・外注費など ※広報費単独またはウェブサイト関連費単独での申請はできません。申請をご検討されている方は他の経費と組み合わせて申請してください。また、広報費とウェブサイト関連費の補助上限は、それぞれ30万円となります。
補 助 率	補助率２/３（賃金引上げ特例活用事業者のうち、赤字事業者については３/４）
補助上限	・通常50万円 ・インボイス特例の要件適用の場合は50万円を上乗せ ・賃金引上げ特例の要件適用の場合は150万円を上乗せ ⇒補助上限額は最大250万円
スケジュール	申請受付時期 11月５日（木）～12月15日（火）17：00まで。 ※申請はすべてWebフォームのみ。 ※新潟商工会議所の確認期限（様式４発行期限）は12月４日（金）まで。 ※採択発表は2027年３月頃を予定。採択前に発注・購入したものは経費申請できません。

小規模事業者持続化補助金一般型に関するお問い合わせ先：03-6634-9307

■創業型・第４回

対 象 者	①　小規模の法人、個人事業、特定非営利活動法人等が対象となります。 ・商業、サービス業・・・・・・・・・・・常時使用する従業員数５名以下 ・宿泊業、娯楽業、製造業その他　・・・常時使用する従業員数20名以下 ※常時使用する従業員・・・「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）上の常時使用する従業員をいい、「労働基準法」（昭和22年法律 第49号）第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」をいいます。 ②　新潟市の「特定創業支援事業による支援」を受けた日（最終受講日）および開業日（設立年月日）が下記の期間であること。 **対象期間：2025年12月15日～2026年12月15日**
補助対象経 費	機械装置費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、委託・外注費など ※広報費単独またはウェブサイト関連費単独での申請はできません。申請をご検討されている方は他の経費と組み合わせて申請してください。また、広報費とウェブサイト関連費の補助上限は、それぞれ30万円となります。
補 助 率	補助率２/３（賃金引上げ特例活用事業者のうち、赤字事業者については３/４）
補助上限	・通常50万円 ・インボイス特例の要件適用の場合は50万円を上乗せ ・賃金引上げ特例の要件適用の場合は150万円を上乗せ ⇒補助上限額は最大250万円
スケジュール	申請受付時期 11月５日（木）～12月15日（火）17：00まで。 ※申請はすべてWebフォームのみ。 ※新潟商工会議所の確認期限（様式４発行期限）は12月４日（金）まで。 ※採択発表は2027年３月頃を予定。採択前に発注・購入したものは経費申請できません。

小規模事業者持続化補助金創業型に関するお問い合わせ先：03-6739-3890

― 当所担当：中小企業振興部 TEL：025-290-4212 / MAIL：soudan@niigata-cci.or.jp ―